

令和 9 年 1 月以降に市が運行する 公共交通の運行計画（案）について

令和 7 年度第 3 回地域公共交通会議（開催日：令和 7 年 1 2 月 2 4 日（水））において協議、承認いただいた運行計画（素案）に基づき、令和 9 年 1 月以降に市が運行する公共交通の運行計画の案を以下のとおり作成します。

なお、下記の各項目に記載した内容については、運行事業者決定後、事業者との調整による微修正により変更となる場合があります。

市内循環バス運行計画（案）

1 目的

本業務は、循環バスが市内中心部における主要施設間を運行することで、高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための移動手段を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

2 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）

3 事業主体

幸手市

4 運行主体

市と市内循環バス運行管理業務委託契約を締結した運行事業者

5 運行事業者

運行事業者は、道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送業（路線定期運行）の許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

6 契約期間

- | | |
|--------------|--|
| (1) 業務委託契約期間 | 契約締結の日から令和 14 年 1 月 31 日まで |
| (2) 運行実施期間 | 令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで
※5 年間 |

7 業務内容 資料●、資料●、資料●

(1) 系統、便数、運行時間

(系統1) 中央コース (左回り)

起点：ウェルス幸手 終点：ウェルス幸手

1周キロ程：12.0 km

停留所：26箇所

便数：8便

運行時間：概ね午前8時から午後6時00分まで

(系統2) 中央コース (右回り)

起点：幸手市役所 終点：幸手市役所

1周キロ程：13.2 km

停留所：26箇所

便数：8便

運行時間：概ね午前7時から午後5時00分まで

(2) 運行経路及び停留所

運行経路は、別に定める市内循環バス路線図（別紙2）によるものとする。ただし、運行経路は、停留所の位置などにより一部変更となる場合もある。停留所は、基準や許可要件に準じて設置する。

(3) 運行日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）に当たる日は運休する。

(4) 運賃

有料とする。（金額は今後検討し、決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議する。）

(5) 車両

ノンステップバス 2台

概ね座席18（車椅子対応時座席数14）・立席14・車椅子1人対応

既存の中央コース車両と同様の車両を想定

8 利用者

利用者は、市内外問わず誰でも利用できるものとする。

9 その他

本業務の受託者決定にあたっては、公募型のプロポーザル方式を採用することとする。

A I デマンド交通 運行計画（案）

1 目的

本業務は、市内において居住地と外出の目的地となる主要施設との間をデマンド型乗合交通が運行することで、高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための移動手段を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

2 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行・デマンド型乗合）

3 事業主体

幸手市

4 運行主体

市と市内デマンド型乗合交通運行管理業務委託契約を締結した運行事業者

5 運行事業者

道路運送法第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第 21 条に基づく許可を取得できる見込みのある者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置並びに許可申請に要する費用は、運行事業者（以下「受託者」という。）が負担するものとする。

6 業務期間

(1) 委託契約期間 契約締結の日から令和 10 年 1 月 31 日まで

(2) 運行実施期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

本業務は、「試験運行」として開始し、一定期間後に運行状況や利用状況を検証し、必要に応じて運行方法や運用法用の見直しを行い、その後、「本格運行」に移行するものとする。

7 業務内容

(1) 運行形態

デマンド型・乗合交通（区域運行型）

(2) 運行区域

幸手市内全域

(3) 運行時間帯

概ね午前 8 時から午後 6 時 00 分まで（ただし、予約のない時間帯は

運行しない。)

(4) 運行日

月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)に当たる日は運休する。(ただし、予約のない日は運行しない。)

(5) 運行方法

事前登録制による予約制とし、予約状況に応じてA Iが最適な運行ルートを決める乗合方式を採用する。

路線を定めず、「利用者からの予約に応じ、登録地(利用者があらかじめ登録した自宅又はその周辺の乗降場所)から目的地(委託者がデマンド交通の運行区域内にあらかじめ設定する乗降場所)まで」、「目的地から目的地まで」又は「目的地から登録地まで」の移動に利用することができる。

(6) 利用料

有料とする。(金額は今後検討し、決定にあたっては市民に意見を求めた後、運賃部会で協議する。)

(7) 車両

小型タクシー車両 2台 (定員5名:乗務員席を含む)

8 利用者

利用者は、事前に利用者登録を行った市内に住所を有する者とする。

9 運用方法等

(1) 乗降ポイント(乗降できる場所)

目的地側の乗降ポイントと、登録地側の乗降ポイントをあらかじめ設定し、乗降ポイントでのみ乗降可能とする。

○目的地側の乗降ポイント:

市内の主な公共施設、商業施設、医療機関、幸手駅等、及び市内循環バス、路線バスのバス停 等

ただし、目的地となる施設近傍に、別の乗降ポイントを設定する場合は、可能な範囲で1つの乗降ポイントにまとめることとする。

○登録地側の乗降ポイント:

会員登録時に利用者が登録した場所(住所または最寄り施設等)

(2) 利用可能区間

登録地側の乗降ポイント~目的地側の乗降ポイントの間、または、目的地側の乗降ポイント~目的地側の乗降ポイントの間で、利用可能とする。(登録地側の乗降ポイント~登録地側の乗降ポイントの間の利用は不可とする。)

ただし、市内循環バス（現・中央コース）のバス停間、または路線バスのバス停間の利用は不可とする。

(3) 利用者の予約手段

電話、及びWEB・スマホアプリ等

(4) 予約のルール

1週間前から当日まで予約可（予約受付締め切りは出発の30分前、電話予約受付時間帯は、午前8時から午後5時半を想定。ただし、午前8時から8時30分までの利用は、前日午後5時30分までの受付とする。（事業者選定後に調整））

利用時は乗務員による介助等を行わず、介助者が同乗する場合も、会員登録・予約と運賃が必要とする。

未就学児のみの乗車は不可とする。

(5) 予約受付、配車、経路等の設定

AIによる運用支援システムを活用し、予約状況に応じてその都度配車、経路等を設定する。

(6) その他

配車や運行経路の設定は、利用者の許容範囲内（20～30分程度）で回り道や到着予定時間の調整を行い、なるべく乗合になるようにシステム上の設定条件の調整を行う。

本業務の受託者決定にあたっては、公募型のプロポーザル方式を採用することとする。その際、可能な限り、主要施設が集まる市の中心部への往来に利用していただき、便利になる市内循環バスを活用していただくこと、個別輸送ではなく、可能な限り乗合利用となるよう効率的な運行とすること、それに伴い利用者が予約を取りやすくすること等について、プロポーザル参加事業者から提案をいただくこととする。（例：一定距離を超えた利用には割増運賃を適用する 等）